

八雲地域の
のみ

事業系一般廃棄物処理 手数料の納付申告を してくださいます

事業系一般廃棄物の処理について、八雲町のごみ収集運搬を利用する事業所については、町条例に基づいた処理手数料を納付していただきます。

【事業系一般廃棄物とは】

事業活動に伴って生じた産業廃棄物以外の廃棄物をいいます。

事業所から発生する事業系一般廃棄物は、各事業所で生活環境保全上支障が生じないように自らの責任において適正に処理することになります。八雲町では家庭ごみの収集・処理に支障にならない範囲で事業系一般廃棄物の収集・処理も行っています。

【納付申告の対象事業所】

事業系一般廃棄物の収集運搬について、町のごみ収集運搬を利用している事業所。

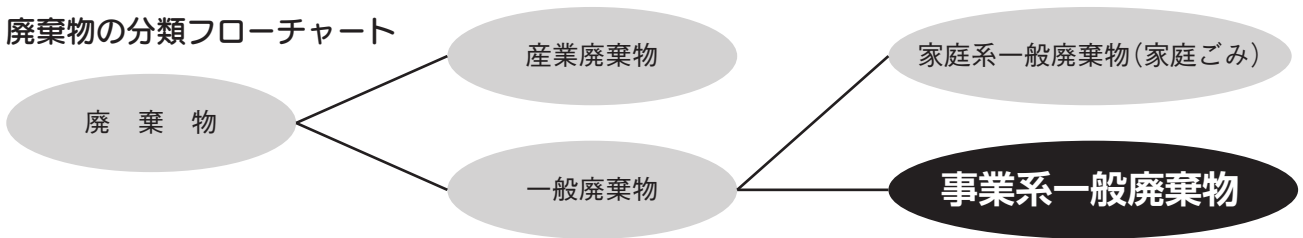
【申告・更正等に必要書類】

下記の表のとおり、各書類を環境衛生係の窓口へ提出してください。必要書類は環境衛生係窓口にて用意してあります。

申告・更生等必要な書類一覧

対象事業所	必要な書類の提出
①新規で町のごみ収集運搬を利用して事業系一般廃棄物の処理を行う事業所	納付申告書と調査表を提出
②移転などにより人員、場所等に変更がある事業所	更正申請書と調査表を提出
③閉鎖等で手数料を支払う必要が無くなった事業所	消滅申請書を提出

廃棄物の分類フローチャート



【問い合わせ先】 環境水道課 環境衛生係 ☎0137-63-2020 FAX0137-62-2120

ご存じですか？ 自動車運転免許証 自主返納支援事業 ハイヤー助成券を 交付します

町では、運転免許証を自主的に返納もしくは更新せずに失効した方に対し、ハイヤー助成券を交付しています。

【対象者】

- ・町内に住所を有し、現に居住している方
- ・運転免許証を自主返納または失効して1年以内の方

【助成内容】

- ・申請のあった時から3年間に渡ってハイヤー助成券を合計30,000円分(1年で最大10,000円分)を交付します。
- ・申請初年度は、申請される時期によって助成券の交付金額を減額することとし、1四半期経過ごとに2,500円分ずつ減額して交付します。

※ 4月～6月申請は10,000円分、7月～9月申請は7,500円分、10月～12月申請は5,000円分、11月～3月申請は2,500円分交付します。

12月申請は5,000円分、11月～3月申請は2,500円分交付します。

【申請に必要なもの】

- ・公安委員会が交付する「申請による運転免許の取消通知書」または「運転経歴証明書」および「運転免許証返納に関する申立書」

※「申請による運転免許の取消通知書」は免許証を自主返納されたときに交付されます。

・印鑑

【申請場所】

- ・総務課庶務交通係
- ・落部支所
- ・熊石総合支所地域振興課

◎継続申請(2年目以降)も 受付中です！

・昨年度すでに申請済みの方の2年目以降の継続申請も受付しています。「印鑑」をお持ちになって、右記いずれかの申請場所にて申請手続きをお願いします。

【問い合わせ先】

総務課庶務交通係
☎0137-62-2111